

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その3)

平成28年

目 次

諮問第 2 号	行政財産を使用する権利に関する処分についての異議申立て について……………	1
議案第 114 号	工事請負契約の締結について ……	8

諮問第 2 号

行政財産を使用する権利に関する処分についての  
異議申立てについて

行政財産である旧901会議室の目的外使用不許可の処分に関し異議申立てがあったので、地方自治法第238条の7第4項の規定により諮問する。

平成28年2月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 異議申立人

鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所内  
鎌倉市職員労働組合  
中央執行委員長 芳 賀 秀 友

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立てに係る処分

鎌倉市長が異議申立人に対し平成27年11月30日付鎌倉市指令管第39号でされた行政財産（建物）の目的外使用不許可処分

(2) 処分のあったことを知った日

平成27年11月30日

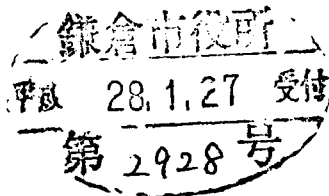
(3) 処分庁の教示の有無

あり

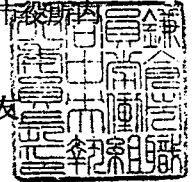
- (4) 異議申立ての趣旨及び理由  
別紙異議申立書のとおり

平成28年 1月27日

鎌倉市長 松尾 崇 様



鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所内  
鎌倉市職員労働組合  
中央執行委員長 芳賀 秀友



異議申立書

次のとおり異議申立てをします。

1 異議申立てに係る処分

鎌倉市長が異議申立人に対し平成27年11月30日付鎌倉市指令管第39号でされた行政財産（建物）の目的外使用不許可処分

2 異議申立人に係る処分があったことを知った年月日

平成27年11月30日

3 異議申立ての趣旨

当該処分を取消し、異議申立人が平成27年11月30日に行った旧901会議室に係る行政財産（建物）の目的外使用許可申請について、これを許可する旨の決定を求めます。

また、この決定に際しては、口頭陳述を求めます。

4 異議申立ての理由

(1) 当組合の一部を構成する鎌倉市職員労働組合現業職員評議会からの申立てにより神奈川県労働委員会から平成27年8月31日付で別添のとおり勧告が発せられているところ、勧告後僅か3回の交渉を経たのみで、しかもいずれの交渉においても本庁舎敷地内での代替場所を何ら提示しないまま、10月29日夜に交渉を打ち切られました。その後1回の再交渉でも本庁舎敷地内での代替場所を何ら提示せずに係る処分を行ったことは、明らかにこの勧告に反しています。

(2) 当組合は、鎌倉市役所が現在の地に移転する前から、当時の本庁舎敷地内で組合事務所の供与を受けていたと言われていています。少なくとも、昭和44年に現在の市役所本庁舎が建築された際には設計段階から組合事務所が想定され、この時から現在に至るまで、移転や事務手続きの変更を経験しつつも、一環として本庁舎内または本庁舎

敷地内で事務所の供与を受けてきました。長年に渡り事務所が供与されてきた経過がある中で、その供与を取りやめ、または供与の条件を著しく組合側に不利にすることは、支配介入に当たり、憲法第28条に抵触するものと思料いたします。平成27年7月15日に貴庁職員が弁護士相談をされた記録（別添）においても、このことが不当労働行為に該当する可能性を指摘されています。

- (3) 当該不許可処分の理由として、これまで使用を許可されていた旧901会議室について、今後解体を予定されているとのことですが、今後の解体スケジュールについては、平成28年早々に工事請負契約を締結し、3月末までに解体工事を終えるものと伺っています。異議申立人が行った申請は、使用期間を平成27年12月31日までとしています。この期間は実際の解体工事に着手する時期よりも前であり、当該建物が使用中であっても、契約事務を進めることに支障はないものと考えます。なお、契約事務を進めるに際して建物内部の調査をする必要がある場合には、できるだけ協力するように努めます。

## 5 処分庁の教示の有無及びその内容

有り

「この通知の内容について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に鎌倉市長に対して異議申立てをすることができます。

この異議申立てに対する決定があり、なお不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に神奈川県知事に審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、使用許可決定通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鎌倉市を被告として（市長が被告の代表になります。）を提起することができます。」との教示がありました。

弁護士相談記録

平成27年8月20日

(宛先) 総務課担当課長

課長等職氏名 行革推進課長

件名	職員組合への事務所の供与について		
課・担当名	管財課 管財担当	担当者氏名 ・連絡先	██████████
相談士名	小野 毅 弁護士		
相談方法	<input checked="" type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 来庁相談		
相談日時	平成27年7月16日 13時から14時15分まで		
相談概要	<p>次のようなご意見をいただきました。</p> <p><b>1 労働組合法上、組合事務所の供与については不当労働行為に該当しないとのことであるが、組合事務所の供与義務はないと解釈してよいか。</b>                  新規(新しく組合を組織)であるならば、供与義務はない。                  ただし、個々の状況にもよる。</p> <p><b>2 職員組合に事務所を供与するかどうかは市の裁量によるものと考えてよいか。</b>                  完全な自由裁量ではないものの、新規であれば市の裁量によるものといえる。</p> <p><b>3 これまで長年にわたり事務所を供与してきた経過がある中で、仮に今後供与しないという判断をする場合には、法令等に抵触するか。抵触する。一旦供与したものを今後供与しないという判断は支配介入にあたり、これは不当労働行為の可能性がある。</b></p> <p><b>4 その他</b>                  鎌倉市のやり方として良くないのは、目的外使用許可を出しているだけで、労働協約の中で組合事務所についての定めがないところにある。                  組合事務所についての協定を結ぶことで、鎌倉市の都合により場所を移る手続きを定めておくことが可能となる。そうすることで、組合もこれに基づいて考える必要性が生じることとなる。                  協定を締結し、場所については目的外使用許可による手法が望ましい。</p>		

使 用  
行政財産土地・建物目的外 許可申請書  
継続使用

平成 27 年 11 月 30 日

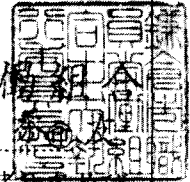
(あて先)  
鎌倉市長

住 所 〒248-0012 神奈川県鎌倉市御成町18番10号 市役所内

鎌倉市役所  
平成 27.11.30 受付  
第 39 号

申請者

鎌倉市職員労働組合  
氏名 中央執行委員長 芳賀  
法人にあつては、その名称・代表者氏名及び  
主たる事業所の所在地を記入してください。



次のとおり行政財産土地・建物の目的外（使用・継続使用）許可について申請します。

財産の種類または名称	土地 <input checked="" type="checkbox"/> 建物 18901会議室
所在地	土地 <input checked="" type="checkbox"/> 建物 鎌倉市御成町18番10号
面積	土地 <input checked="" type="checkbox"/> 建物 74.17m <sup>2</sup>
使用目的	組合事務所設置のため
使用料	別途減免申請予定
使用期間	平成27年12月1日から平成27年12月31日まで

(注) 添付書類 位置図・公図写・平面図 (継続の場合不要)



所在地 鎌倉市御成町18番10号 市役所内  
名称 鎌倉市職員労働組合  
中央執行委員長 芳賀 秀友 様

平成27年11月30日付けで申請のありました行政財産（建物）の目的外使用については、次のとおり許可しないので通知します。

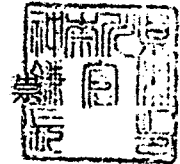
この通知の内容について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に鎌倉市長に対して異議申立てをすることができます。

この異議申立てに対する決定があり、なお不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に神奈川県知事に審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、使用許可決定通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鎌倉市を被告として（市長が被告の代表となります。）提起することができます。

平成27年11月30日

鎌倉市長 松 尾



1 使用許可申請のあった内容

(1) 財産の所在地等

ア 所在地 鎌倉市御成町18番10号  
イ 名称 鎌倉市役所本庁舎（旧901会議室）  
ウ 使用面積 74.17㎡

(2) 使用目的 組合事務所設置のため

(3) 使用期間 平成27年12月1日から平成27年12月31日まで

2 使用許可しない理由

貴団体に対し平成27年10月31日まで使用を許可していた旧901会議室は、今後解体を予定しているため。

以下余白

議案第 114 号

工事請負契約の締結について

本市は、鎌倉市今泉クリーンセンターごみ焼却設備解体工事について、一般競争入札の方法により、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成28年2月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 名 称   | 鎌倉市今泉クリーンセンターごみ焼却設備<br>解体工事                    |
| 2 | 工事施行位置    | 鎌倉市今泉四丁目1番1号                                   |
| 3 | 契 約 金 額   | 298,080,000円                                   |
| 4 | 請 負 契 約 者 | 兵庫県姫路市大津区勘兵衛町四丁目1番地<br>虹技株式会社<br>代表取締役 堀 田 一 之 |

「参 考」

## 工事請負仮契約書

工 事 名 称	鎌倉市今泉クリーンセンターごみ焼却設備解体工事											
工 事 場 所	鎌倉市今泉四丁目1番1号											
請 負 代 金 額												
				¥	2	9	8	0	8	0	0	0
	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額			¥	2	2	0	8	0	0	0	0
契約の履行保証	鎌倉市工事請負契約約款第4条による（金銭的履行保証）											
かし担保期間	完成引渡しの日から起算して 1 年 間											
請 求 の 方 法	受注者は、請負代金額の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項をすべて受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとします。											
<p>この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。 ただし、受注者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。 この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。</p>												

上記の工事について発注者「鎌倉市」とし、受注者を「虹技株式会社」とし、鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、工事請負仮契約を締結します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ各自1通を保有します。

平成 28 年 2 月 5 日

発注者 鎌倉市御成町18番10号  
鎌倉市  
市長 松 尾 崇 (印)

受注者 兵庫県姫路市大津区勘兵衛町4丁目1  
虹技株式会社  
代表取締役 堀 田 一 之 (印)